

監査品質のマネジメントに関する年次報告書
2024



2025年6月

四谷監査法人

目次

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 包括パートナーからのメッセージ | 1 |
| 2. 法人概要 | 2 |

II. 経営管理の状況等

- | | |
|---------------|----|
| 1. 品質管理基盤 | 4 |
| 2. 組織・ガバナンス基盤 | 9 |
| 3. 人的基盤 | 13 |
| 4. IT 基盤 | 17 |
| 5. 財務基盤 | 19 |
| 6. 国際対応基盤 | 20 |
| 7. その他 | 21 |

III. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

22

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 包括パートナーからのメッセージ

この度、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」として、私たち四谷監査法人の監査品質向上へ向けた取組み及びガバナンス・コードへの対応状況を初めて公表することになりました。今年を皮切りに、今後とも内容の充実を図りながら、定期的に私たちの取組みを公表してまいります。少しでも多くのステークホルダー及び資本市場の参加者の皆様に、私たちの監査品質向上及び組織的な運営に関する取組みをご理解いただければ幸いです。

さて、私たち四谷監査法人は、1977年に四谷公認会計士共同事務所として創業以来、会計、監査をはじめ、様々なサービスをクライアントに提供しております。クライアントの中には、事務所の創業時からサービスを提供している会社もあります。「Building trust and credibility 確かな信頼を基に社会と企業の健全な発展に貢献します」を経営理念とし、私たちは、長期にわたり社会や企業からの「信頼」に応える事務所を目指しております。

私たち四谷監査法人は、この経営理念の実現に向け、「インテグリティ（真摯さ）」、「監査品質」、「チームワーク」という3つの行動指針を設けており、中でも「インテグリティ（真摯さ）」をプロフェッショナルとして最も重視すべき指針と考えています。「インテグリティ（真摯さ）」とは一般的には「誠実さ」ということですが、マネジメントの父と称されるピーター・ドラッカーが最も強調したプロフェッショナルの条件であり、「仕事上の真摯さ」と「人間としての真摯さ」の2つの意味があります。「仕事上の真摯さ」は、誰が見ていようといまいと妥協のない仕事をすることであり、「人間としての真摯さ」は、立場等の違いに関係なく、周りの人に誠実に接することと理解しています。

私たち四谷監査法人は、中小事務所としてのスピーディーさ及びクライアントとの距離の近さや継続的なサービスの提供というメリットを生かしながら、「インテグリティ（真摯さ）」を基本に、「監査品質」と「チームワーク」で、社会や企業の信頼に応え、その持続的で健全な発展に貢献してまいります。



包括パートナー 下條 伸孝

2. 法人概要

(1) 経営理念

➤ **Building trust and credibility**

確かな信頼を基に社会と企業の健全な発展に貢献します

(2) 行動指針

当監査法人は経営理念の実現に向け、社会や企業からの「信頼」を勝ち取るために、3つの行動指針を設けております。

➤ 「**インテグリティ（真摯さ）**」

一人ひとりがインテグリティ（真摯さ）を重視し、職業的専門家としての高い倫理観を維持するとともに、常にプロフェッショナルとして専門知識を研鑽しつづけていきます。

➤ 「**監査品質**」

監査品質を最優先に考え、職業的懐疑心を発揮してリスク・アプローチに基づく監査を実施していきます。

➤ 「**チームワーク**」

チームワークを重視し、自由・活発な発言を尊重し、良好な組織風土を確保していきます。

(3) 監査法人の概要（2024年12月31日現在）

法人名	四谷監査法人 Yotsuya Audit Corporation
包括代表	下條 伸孝
事務所所在地	東京都千代田区九段南4丁目7番15号 JPR 市ヶ谷ビル 5階
WEB	https://www.yotsuya-audit.com/

設立 2008年12月

沿革 1977年7月 四谷公認会計士共同事務所設立
2008年12月 四谷監査法人設立

職員数

パートナー	10名
公認会計士	9名
公認会計士試験合格者	1名
合計	<u>20名</u>

上記以外に非常勤公認会計士9名、公認会計士試験合格者1名と契約しております。

監査クライアント数

種別	監査クライアント数	
	総数	内公認会計士法上の大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	4社
会社法監査	9社	
その他の法定監査	4社	
その他の任意監査	5社	
計	22社	4社

上記のうち、大会社等

株式会社エスイー	東京証券取引所	スタンダード市場
日本プロセス株式会社	東京証券取引所	スタンダード市場
株式会社ベルテクスコーポレーション	東京証券取引所	スタンダード市場
株式会社平山ホールディングス	東京証券取引所	スタンダード市場

これら監査クライアント以外に、23社に対してコンサルティング業務等の非監査業務を行っております。非監査業務に対する考え方は、「**2. 組織・ガバナンス基盤**」(3) **非監査業務の提供の方針**」をご覧ください。

Ⅱ. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理に関する基本方針

当監査法人は、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、パートナー（社員、以下同じ）の代表で構成する経営機関である経営会議が監査業務の品質を重視する風土を醸成するとともに、品質管理責任者が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、包括パートナー（包括代表、以下同じ）が当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負うこととしております。監査業務の全ての局面において、監査業務の品質が優先されることを当監査法人の基本方針としております。

(2) 品質管理の体制

当監査法人は品質管理を行う部門として品質管理部を設置しています。品質管理部の中心者である品質管理責任者は、上場会社等の監査経験 10 年以上のパートナーで、社員総会で選任されます。品質管理部は、品質管理責任者を中心にパートナー及びマネージャーで構成され、具体的には以下を実施しています。

- ・監査マニュアル及び審査マニュアルや電子監査調書システムの監査手続書の整備
- ・必須研修の指定及び研修会の運営
- ・独立性及びインサイダー情報確認の管理
- ・情報セキュリティに関する管理・実施状況の点検
- ・専門的な見解の問合せの運営・管理
- ・品質管理システムのモニタリング

	2024 年
品質管理部の人員数	5 名

品質管理部では品質管理部会を原則月 1 回開催しており、品質管理システムの整備・運用に関する協議を行っています。

2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日までの品質管理部会の開催回数	14 回
---	------

(3) 職業倫理及び独立性

・職業倫理について

当監査法人は、監査業務の遂行に際し遵守すべき職業倫理の基本原則として①誠実性②客観性③職業的専門家としての能力及び正当な注意④秘密保持⑤職業的専門家としての行動を定めています。

監査業務の全ての局面において、監査業務の品質が優先されることを当監査法人の基本方針としています。

業務執行社員は、当監査法人の定める職業倫理に関する方針を自ら遵守するとともに補助者がこれを遵守していることを確かめることとしています。

包括代表は、定期的に全ての専門要員にメールで法人の方針を配信しており、専門要員への定期的なアンケートの実施や、包括代表と専門要員の定期的な面談により、伝達内容の浸透の度合いを確認しております。

・独立性について

品質管理責任者は、毎年 3 月末を基準として独立性に関する年次確認手続を実施しています。すべての専門要員等から「被監査会社との独立性に関する確認書」及び「監査人の独立性チェックリスト」を入手し、専門要員等が公認会計士法及び倫理規則等に定める独立性の規定を遵守していることを確認しております。

独立性の遵守状況の確認結果は以下の通りです。

	2023 年	2024 年
独立性に関する年次確認手続の回答率	100%	100%
識別された違反件数	0 件	0 件

また、公認会計士法第 24 条の 2 に規定する大会社等及び社会的影響度の高い事業体の監査業務の監査責任者及び審査担当者については 7 会計期間のローテーションを義務づけております。

(4) 監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを定める場合に、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定め、実施しています。

- ① 監査法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況等を検討する。
- ② 監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項（関与先の誠実性や当監

査法人が職業倫理に関する規定を遵守することができるかどうかが含まれる) 等を検討する。

- ③ 上記①及び②の検討過程及び結果を文書化する。特に問題点が識別されたにもかかわらず、監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化する。
- ④ 業務執行社員は、監査契約の新規の締結及び更新が、当監査法人の定める方針及び手続に従って適切に行われ、その結論が適切であり、これが適切に文書化されていることを確かめる。

監査契約の新規の締結に当たっては、経営者との面会、財務数値の確認、監査要員の確保、見積金額の妥当性等を必須資料とし、経営会議で承認を行っています。

(5) 審査の方針及び手続

監査計画策定の適切性、監査実施者の行った重要な判断や処理の適切性及び監査意見形成の適切性を客観的に評価するために、レビュー・パートナーによる審査を実施しています。

審査担当者については、監査の品質管理規程で定める適格性（5年以上の監査実務経験等）を満たすパートナーの中から、社員総会で選任しています。審査は、業務執行社員との討議及び財務諸表と監査意見の検討により行われ、監査実施者が行った重要な判断や監査意見の裏付けとして必要と認められる監査調書の検討が含まれます。

審査担当者にも監査責任者と同じく、大会社等及び社会的影響度の高い事業体の監査については7会計期間のローテーションを義務づけています。当監査法人は、審査が完了するまでは監査報告書を発行しない方針としています。

(6) 監査責任者の関与時間割合

監査責任者は、監査計画の策定から重要な監査手続の実施、監査結果のレビューまで一貫して関与しております。監査責任者の関与時間割合を高めることにより、監査品質の維持・向上を図っています（構成員の状況については、「3. 人的基盤」をご覧ください）。

監査責任者の関与時間割合は以下の通りです（大会社等1社あたり平均）。

	2023年	2024年
監査責任者の関与時間割合	37.3%	35.0%

(7) 専門的な見解の問合せ

監査上の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が存在する場合には、当該重要な事項を解決するために当監査法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議などを通じて専門的な事項に係る見解を得ることとしており、会計・監査、法律、税務等の項目ごとに専門的な見解の問合せ先を決めております。

専門的な見解の問合せ件数は以下の通りです。

	2023 年	2024 年
専門的な見解の問合せ件数	0 件	2 件

（8）監査調書の管理及び保存に関する体制

電子調書システム（ADIC（合同会社監査 D&I コンソーシアム）の提供する AQuA）を導入しており、アーカイブ状態の解除を実施できない等、監査ファイルの最終的な整理後に監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するための仕組みを導入しております（電子調書システムの概要については、「4. IT 基盤」をご覧ください）。

確認状等紙面で保管している監査調書については、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で監査調書の原本は品質管理責任者の管理下に置き、これ以降に監査チームが原本にアクセスできないこととしております。

（9）品質管理システムのモニタリング

当監査法人は、品質管理システムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性を確保するために、品質管理システムに関する日常的モニタリングと完了した監査業務の検証を実施することとしています。

完了した監査業務の検証は循環的に実施しており、検証のサイクルは、通常 3 年を超えない期間とし、1 つの検証のサイクルの中で、1 人の監査責任者に対して少なくとも 1 つの監査業務を検証の対象として選定しています。完了した監査業務の検証を行う担当者は、その監査業務の実施及び審査に関与しないパートナー又はマネージャー（公認会計士の資格取得後 5 年以上の監査実務経験を有する者に限る）を品質管理責任者が選任しています。

完了した監査業務の検証結果については、モニタリング及び改善プロセスの運用責任者に報告され、特に必要と認められる事項は研修会で全体に共有されます。

完了した監査業務の検証の結果は以下の通りです。

	2023 年	2024 年
対象業務の件数	2 件	2 件
パートナーのカバー率	30%	40%
検証実施担当者の人数	1 名	4 名
重要な不備事項の件数	0 件	0 件

(10) 外部レビュー等

・外部レビューの概要

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

・日本公認会計士協会による品質管理レビュー

2022年11月17日付けで、品質管理のシステムの整備状況及び運用状況のいずれにおいても重要な不備事項が見受けられない、「重要な不備事項のない実施結果」の品質管理レビュー報告書を受領しております。

・公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、過去に公認会計士・監査審査会の検査結果通知書は受領しておりません。

2. 組織・ガバナンス基盤

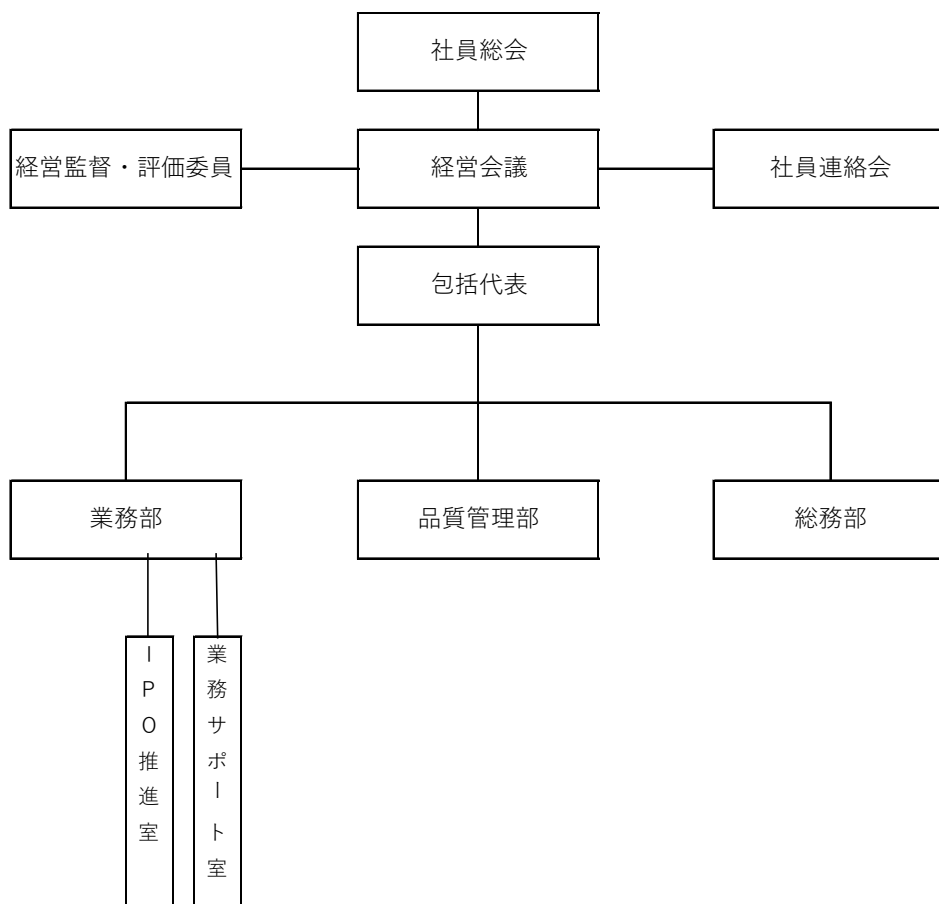
(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人は全パートナーが無限連帯責任を負う無限責任監査法人であり、パートナー相互の監視体制により経営機能の実効性を確保しています。加えてガバナンス強化のため、独立性を有する第三者である経営監督・評価委員を設置し、当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価しています。

また、当監査法人のパートナーは全員常勤であり、日常の監査業務等に加え、品質管理部、IPO推進室、業務サポート室等の担当業務に主体的な関与を行っております。

(2) 組織図及び各機関の役割

(2024年12月31日現在)



①社員総会

社員総会は全パートナーで構成され、年 1 回の定時総会及び必要に応じて随時招集される臨時総会の 2 種類があります。包括代表の選任、経営会議構成員の選任、監査責任者及び審査担当者の選任など、当監査法人の定款に定める重要事項を審議・決定しています。

2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日までの社員総会の開催回数	4 回
---	-----

②経営会議

経営会議は包括代表を中心に社員総会で選任された構成員により構成され、原則月 1 回開催されます。監査契約の新規の締結・更新の承認、監査責任者及び審査担当者の選任案の作成、専門要員の評価など、社員総会での決定事項を除き、当監査法人の運営に係る重要事項を協議・決定しています。

2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日までの経営会議の開催回数	13 回
---	------

③経営監督・評価委員

当監査法人では、法人に対するガバナンスを強化するため、当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機関として、経営監督・評価委員を設置しています。経営監督・評価委員は、当監査法人に利害関係がなく、監査業界に知見のある有識者（公認会計士）を社員総会において選任しております。

経営監督・評価委員は経営会議への参加を通じて、以下の役割を担っております。

- ・経営機能の実効性向上及びガバナンスの強化に関する助言
- ・経営課題に関する助言
- ・経営会議の構成員の選任及び退任プロセスに対する意見
- ・人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への意見
- ・内部及び外部からの通報に関する情報の検証及び活用状況の評価
- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換方法に対する意見、意見交換結果の反映に関する助言

④社員連絡会

経営会議での協議・決定事項をパートナーへ連絡する会議体とし、原則として 3 か月に一度開催しています。

⑤包括代表

包括代表は、社員総会でパートナーの中から互選され、当監査法人の定款第 1 条に規定した監査業務及び非監査業務以外の経営全般について法人を代表して執行を行います。

⑥その他の組織

包括代表の下に以下の部門を設置し、各部門の担当パートナーを中心に業務を行っています。

業務部	監査業務及び非監査業務を行う部門であり、原則としてクライアントごとの監査責任者又は業務責任者を中心にチームを編成して業務を行っています。
IPO 推進室	新規の IPO（株式公開）業務案件の受嘱について検討し、経営会議に報告を行います。
業務サポート室	監査業務及び非監査業務で利用するスタッフの管理や監査又は業務ツールの導入の検討等業務の効率化を推進します。
品質管理部	品質管理システムの整備及び運用を行います。
総務部	業務部及び品質管理部の業務以外の管理業務を実施します。



経営会議メンバーと経営監督・評価委員の平野満氏

(3) 非監査業務の提供の方針

当監査法人は設立当初は非監査業務を中心に業務を行ってまいりましたが、現在の業務内容は監査業務が中心となっております。今までの経験から、非監査業務を通じて得られる幅広い知識や経験は監査業務においても有用であると認識しており、今後も監査業務に支障のない範囲で非監査業務を受嘱する方針です。

当監査法人は、監査業務の依頼人に対しては非監査業務の提供を行わないことを原則としておりますが、業務提供を行う場合には、監査責任者及び品質管理責任者に伝達し、監査証明業務と同時提供を禁止された業務に該当しないことを確認の上、経営会議の事前承認を受けることとしております。

(4) グループ法人等との関係

当監査法人は、税理士法人四谷会計事務所、四谷ビジネスコンサルティング株式会社、四谷社会保険労務士事務所（以下「四谷グループ」）とグループを構成しておりますが、それぞれが独立した経営主体として経営・業務の受嘱可否等の判断を行っております。四谷グループを通じた非監査業務の受嘱や専門的見解の問合せは、高品質な監査の提供に資すると考えております。

四谷グループの各法人とは定期的な会議による倫理規則の対応を含め必要な情報共有を行っております。また、四谷グループ所属者に対しても、独立性、インサイダー取引防止、情報セキュリティ等の確認を行っており、利益相反や独立性の懸念が生じないよう対応を行っております。

3. 人的基盤

(1) 人材育成に関する基本方針

高品質な監査業務を提供し続けるための鍵は人材の育成にかかっており、構成員（パートナー及び専門職員、以下同じ）の士気向上と能力開発をいかに行っていくかにかかっております。そのためには、構成員各人が常に明確な成長目標のもと、モチベーションを高く持ち、専門知識の研鑽をするとともに、組織としては構成員間のコミュニケーションを活性化することで人材育成の組織風土を醸成することが肝要と考えております。

当監査法人では、常に変化し続ける専門知識等の研鑽のための研修実施に加え、構成員各人ごとの明確な業務目標設定及び評価面談を実施する中で、各人の置かれた状況に沿って PDCA サイクルを回しながら人材育成を図り、法人全体の監査業務品質の維持・向上に努めております。

また、人材育成方針を実効性あるものにするためには、構成員間のコミュニケーション促進が重要と考えます。このため、業務上必要な各種会議以外にも、懇親会、旅行、オフサイトミーティング等を積極的に実施することで何でも相談しあえる組織風土の醸成を目指しております。

(2) 構成員の状況

高品質な監査業務の提供のためには、監査チームメンバーのみならず、クライアントとも良好なコミュニケーションを維持し続けることが非常に重要であると考えております。これらのコミュニケーションを円滑にするため、当監査法人の構成員は監査経験年数が豊富な上位職者割合が比較的高いチーム構成となっており、各監査チームにおいて豊富な監査経験を有するパートナーを十分にアサインすることで各監査チームの監査品質の維持・向上に努めております。

当監査法人の構成員の職位別人数は、以下の通りです。

構成員の職位	2023年12月末	2024年12月末
パートナー	10名	10名
マネージャー	4名	4名
アカウント	4名	4名
アドバイザー（顧問）	2名	2名
合計	20名	20名

(注) 1. 上記構成員はすべて公認会計士及び公認会計士試験合格者となっております。

2. 上記構成員には非常勤職員は含まれていません。

当監査法人は業務の必要に応じて専門性の高い分野の人材を確保・育成する方針であり、構成員のうち公認会計士以外の資格取得者人数は以下の通りとなっております。

公認会計士以外の資格名	2023年12月末	2024年12月末
米国公認会計士	1名	1名
公認情報システム監査人	2名	2名
システム監査技術者	1名	1名
ITストラテジスト	1名	1名
ITコーディネーター	1名	1名
プロジェクトマネージャー	1名	1名

(3) 執務時間等

構成員の職位別年間平均執務時間は以下の通りです。

構成員の職位	2023年	2024年
パートナー	2,179時間	2,244時間
マネージャー	2,046時間	2,054時間
アカウント	2,032時間	1,972時間
アドバイザー（顧問）	1,694時間	1,694時間

(4) 常勤者関与時間割合

当監査法人は、常勤のパートナー及び公認会計士等を中心に監査チームを構成しております。大会社等の1社あたりの平均の常勤者の関与時間割合は以下の通りです。

	2023年	2024年
常勤者関与時間割合	93.7%	95.1%

(5) 人事評価制度

当監査法人では、人事評価制度は監査品質向上と健全な法人の発展のための鍵であると位置付けております。

パートナー及び専門職員に対する人事評価は、人事評価制度に従い、年1回実施しております。被評価者は、評価担当者の指導のもと、年初に目標設定面談を実施し、年間業務達成目標を明確にし、目標達成に向けて業務を実施します。評価担当者は、中間面談等によりフィードバックを実施するとともに、必要に応じて1on1ミーティングを実施することで、常に被評価者が抱える課題の理解と解決に努め、被評価者の成長を支援するようにしております。

年度末には評価担当者が被評価者に対して評価結果をフィードバックする個人面談が実施されます。評価項目は、役職ごとに定められた「ミッション／行動・技能」「業績貢献度」「仕事の質」「仕事の量」の4つの指標であり、担当した監査業務やその他業務等に対して、評価担当者及びパートナーを中心とした複数人による人事評価ミーティングを実施することで、公平性のある評価がなされます。当該評価を基礎として、上位職昇進やパートナー登用が検討されます。

パートナー登用は、一定の職歴年数を経験したマネージャーを対象として、業務評価結果に基づき経営会議で推薦し、社員総会の承認によりパートナーとして登用されます。

このように公平性のある評価・昇進等が実施されることにより、各構成員が士気向上と専門能力開発をするための動機付けがなされています。

(6) 退職率

当監査法人の退職率（定年退職を除く）は以下の通りです。

	2023 年	2024 年
退職率	5.3%	0 %

(7) 研修制度

会計・監査業界を取り巻く膨大な制度や規則は、頻繁に制定・改廃されており、構成員は、高品質な監査業務の提供のために、職業的専門家としての知識を常にアップデートするとともに、積極的に自らの専門能力開発に取り組むことが求められます。当監査法人では、監査品質向上及び健全な法人の発展の基礎となるのは、構成員一人ひとりの成長であるとの考えのもとに、専門知識の研修受講を義務付けています。

当監査法人は、職種・職階に応じて必要と認めるプログラムについては必須研修に指定し、それぞれ履修を義務付けています。具体的には、職業倫理研修、不正対応等にかかる研修、不正事例等を題材にしたディスカッション形式の研修、専門性を高めるための分野別・専門別研修、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を法人構成員にフィードバックする研修、最新の会計情報の共有、情報セキュリティ研修等、その他監査品質維持向上のための様々な研修があります。

研修方式としては、日本公認会計士協会主催の e ラーニング研修以外にも、法人独自の研修を開催しています。毎年 3 月、6 月、9 月には全体向けの定期研修を開催し、主に監査業務に直結するような会計・監査・税務・開示基準等の改訂、これに伴う電子監査調書・監査ツールの変更に関して、タイムリーに周知徹底を図るよう取り組んでおります。

(職位別 CPD 平均履修単位)

	2024年3月期	2025年3月期
パートナー	49.5 単位	53.3 単位
マネージャー	41.9 単位	55.1 単位
アカウント	40.3 単位	47.0 単位
アドバイザー (顧問)	43.5 単位	45.8 単位

当監査法人は、すべての専門要員に対して、研修費用や研究図書を購入費用など、教育研究にかかる費用の助成を行っています。1人当たりの教育研究費は以下の通りです。

	2023年	2024年
1人当たりの教育研究費	45,975 円	52,311 円

4. IT 基盤

(1) IT に関する基本方針

IT 基盤の整備については当監査法人の重要テーマのひとつと考えています。

当監査法人では監査業務の DX 化を推進するため電子監査調書システム (AQuA) を安全なセキュリティ環境で利用できるクラウド型 IT プラットフォームサービス「AuDics (オーディックス)」を導入しております。「AuDics」は、ADIC (合同会社監査 D&I コンソーシアム) が提供する中小監査法人のためのクラウド型 IT プラットフォームサービスです。

IT 活用により中小監査法人として、セキュリティレベルを高水準に維持しながら監査業務品質の維持及び効率化を図っております。今後も IT 技術進展をキャッチアップしながら、監査品質維持及び業務効率化推進のための IT 化に取り組んでまいります。

(2) 情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を定めています。

情報セキュリティ基本方針において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理体制、情報の分類、情報の保存期限、実施状況の検証及び評価などを定めており、定期的にセキュリティ実施状況の点検を実施することとしています。

情報セキュリティ基本方針を遵守するために、情報セキュリティ対策基準を設け、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、職員等行動基準などを定めています。

(3) 電子監査調書システム (AQuA) を利用した監査

監査の品質を高水準に維持しつつ、監査業務の効率化を図ることを目的として、電子監査調書システム (AQuA) を利用しています。

AQuA は中小監査法人のための監査ソフトウェアとして開発されたものであり、これをもとに監査業務の標準化、見える化、リモート化、業務効率化を推進しております。

	2023 年	2024 年
電子監査調書システム利用率	100%	100%

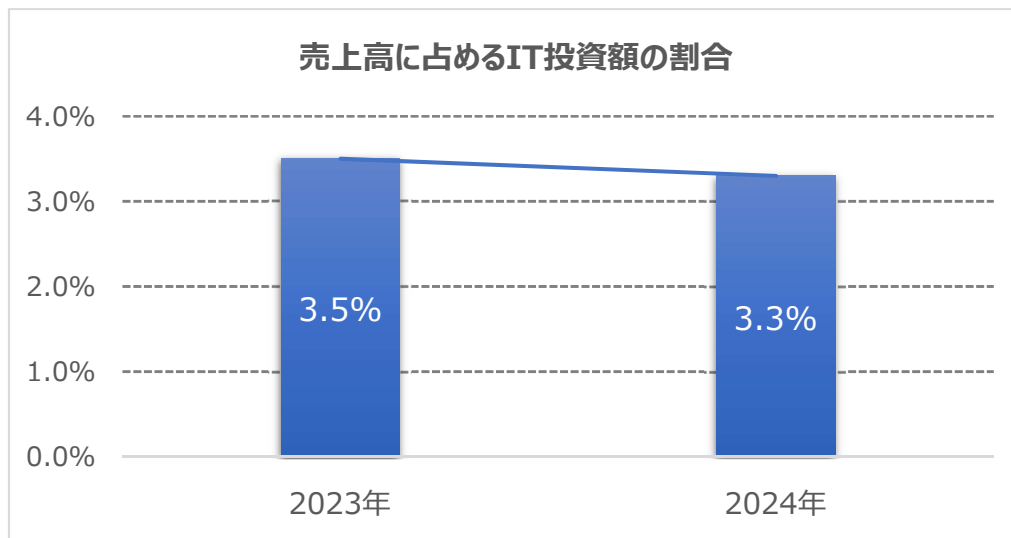
(4) VDI（仮想デスクトップ）及びクラウドサーバの導入

当監査法人では PC 紛失等による情報漏洩を防止するため、PC について、セキュアな環境下における VDI（仮想デスクトップ）及びクラウドサーバを導入しています。

これにより、構成員への貸与 PC にデータを保存することなく、また、ロケーションにとらわれることなく監査業務を実施することができます。

(5) 売上高に占める IT 投資額の割合

売上高に占める IT 投資額の割合は以下の通りです。

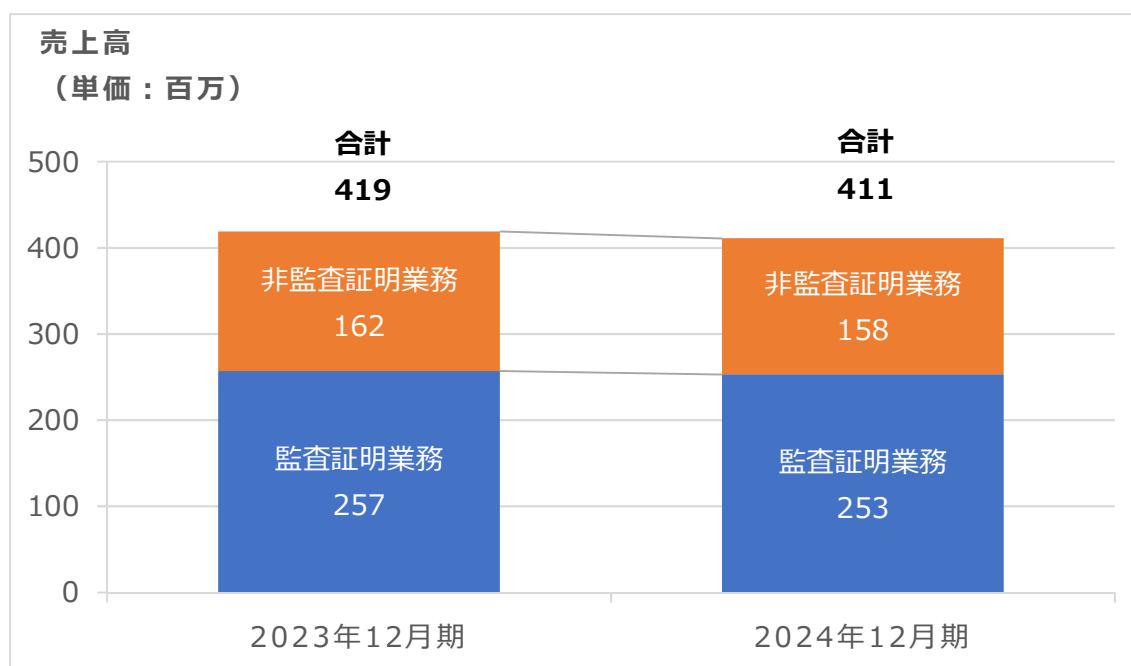


5. 財務基盤

(1) 売上高

当監査法人は設立当初は非監査業務を中心に業務を行ってまいりましたが、現在の業務内容は監査業務が中心となっております。今までの経験から、非監査業務を通じて得られる幅広い知識や経験は監査業務においても有用であると認識しており、今後も監査業務に支障のない範囲で非監査業務を受嘱する方針です。

当監査法人の売上高は下記グラフの通りとなっています。



(2) 報酬依存度

当監査法人は、被監査会社からの独立性を維持するために「報酬依存度管理規程」を定めた上で、報酬依存度（当監査法人の売上高に占める最も報酬の高い被監査会社の報酬の割合）を一定の範囲内に抑えています。特定の被監査会社が、社会的影響度が高い事業体であり、報酬依存度が2年連続して15%を超える場合又はを超える可能性が高い場合には、セーフガードとして監査意見表明前に対外的なレビューを受けることとしていますが、現時点で該当する被監査会社はありません。

	2023年	2024年
報酬依存度	7.9%	8.1%

6. 国際対応基盤

(1) グローバルネットワーク

当監査法人は現在グローバルネットワークには加盟していません。海外へ進出しているクライアント数は限定的であり、それぞれが進出先国の会計事務所と監査契約等を締結しています。当監査法人はグループ監査人として、海外子会社の規模等に応じて当該会計事務所を構成単位の監査人として利用しています。なお、今後クライアントの海外進出が増加した場合には、グローバルネットワークへの加入も検討する予定です。

(2) 海外対応

四谷グループは「Abacus Worldwide」にメンバーファームとして加盟しています。Abacus Worldwide は世界 52 カ国で 120 の会計事務所及び法律事務所によって構成され、それぞれの事務所は独立した立場で、各国・各地域の様々な業種のクライアントに会計、監査、税務、法務、ビジネスアドバイザーサービスを提供しています。

Abacus Worldwide が主催する国際会議やセミナーへの参加等を通じた情報収集、及びメンバーファーム間のクライアント紹介等を通じて当監査法人の業務に活用しています。

Abacus Worldwide のホームページ : <https://www.abacusworldwide.org/>

7. その他

(1) 上場準備会社の支援

当監査法人は、経済社会のインフラとして上場準備会社に対する監査業務も重要な役割と考えております。上場準備会社の監査の受嘱については、当該業務の経験が豊富なメンバーで構成される IPO 推進室で受嘱の検討を行い、経営会議で慎重に受嘱の判断を行っております。株式公開を目指すクライアントには、当監査法人の豊富な経験に基づき、会社の規模・成長段階に合わせて、ホスピタリティにあふれた迅速かつ正確な対応を行っております。

この結果、近年は新規株式上場（TOKYO PRO Market 市場も含む）に貢献しております。

	2023 年	2024 年
新規上場会社数	1 社	1 社

(2) 監査ホットライン

当監査法人は、監査業務の品質の向上を図ることを目的とし、広く監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を受け付ける窓口として、「監査ホットライン」を当監査法人及び日本公認会計士協会のホームページ上に開設しております。

提供された情報については、「監査ホットライン取扱規程」に従い適切に対応するとともに、公益通報者保護法、個人情報保護法等に則り、情報提供者が不利益な取り扱いを受けないよう十分に配慮しております。



Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人は、2024年7月1日より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用しております。

監査法人のガバナンス・コードは、上場企業等の監査を担う監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定され、5つの原則と当該原則を適切に履行するための指針から構成されています。当監査法人はこれらの原則・指針を適用することで、監査品質の確保に向けた組織的な運営を実践しています。

原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
------------	--

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人は、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、パートナー（社員、以下同じ）の代表で構成する経営機関である経営会議が監査業務の品質を重視する風土を醸成するとともに、品質管理部のトップである品質管理責任者が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、法人のトップである包括代表が当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負うこととしております。監査業務の全ての局面において、監査業務の品質が優先されることを当監査法人の基本方針としております。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当監査法人は経営理念及び行動指針を制定し、朝会やホームページ等を利用し法人の全構成員（パートナー及び専門職員）に周知・徹底しております。包括代表は、定期的に全ての専門要員にメールで法人の方針を配信しており、専門要員への定期的なアンケートの実施や、包括代表と専門要員の定期的な面談により、伝達内容の浸透の度合いを確認しております。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	法人の各構成員の人事評価においては、評価者と被評価者の間で年初に行われる年間目標設定面談、定期的に提出する業務報告に対するフィードバック、年度末に行われるフィードバック面談を通じて、被評価者の成長を支援しています。役職ごとに定められた「ミッション／行動・技能」「業績貢献度」「仕事の質」「仕事の量」の4つの指標で評価を行っており、「仕事の質」のウエイトを最も大きくしております。定期的な評価結果を昇進及び報酬に反映させております。

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人で年3回開催している法人内の研修会では、職業倫理研修、不正対応等にかかる研修、不正事例等を題材にしたディスカッション形式の研修、専門性を高めるための分野別・専門別研修、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を法人の構成員にフィードバックする研修、最新の会計情報の共有等、監査品質維持のための多様なプログラムを提供しています。 不正事例等を題材にしたディスカッション形式による議論を通じて、会計監査を巡る知識や課題・知見・経験の共有や承継がなされています。他にも定期的に行う監査チームのミーティングでの議論、監査チームの編成、グループウェアを利用した情報の共有等により、開放的な組織文化・風土を醸成しております。
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当監査法人は、設立当初は非監査業務を中心に業務を行っていましたが、現在の業務内容は監査業務が中心となっております。今までの経験から、非監査業務を通じて得られる幅広い知識や経験は監査業務においても有用であると認識しており、今後も監査業務に支障のない範囲で非監査業務を受嘱する方針です。 当監査法人及びグループ法人は、監査業務の依頼人に対しては非監査業務の提供を行わないことを原則としておりますが、業務提供を行う場合には、監査責任者及び品質管理責任者に伝達し、監査証明業務と同時提供を禁止された業務に該当しないことを確認の上、経営会議の事前承認を受けることとしております。 当監査法人はパートナー及び常勤職員には監査役や監事等一定のもので経営会議の事前承認を受けたものを除き兼業・副業は認めておりません。非常勤職員には兼業・副業を認めておりますが、利害関係の有無を調査し、利益相反や独立性の懸念のないことを確認しています。
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当監査法人は、税理士法人四谷会計事務所等のグループ法人を通じた非監査業務の受嘱や税務事案等についてのグループ法人への専門的見解の問合せ等は、高品質な監査の提供に資するものと考えています。 グループ法人とは独立した法人として経営・業務の受嘱可否等の判断を行っております。

原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
-----	---

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	パートナーの代表で構成する経営機関である経営会議を原則毎月開催し、法人の運営に係る重要事項を協議・決定するとともに、全パートナーで構成する社員連絡会を原則3ヶ月に1度開催し、経営会議の内容を報告しております。 経営会議には、当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する経営監督・評価委員が参加しております。 また、当監査法人の定款に定める重要事項については、全パートナーで構成する定期または臨時の社員総会において審議・決定しております。

指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社員総会規程」及び「経営会議規程」を制定し、業務管理体制を整備するとともに、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する方針及び手続を定めております。当監査法人のパートナーは全員常勤であり、日常の監査業務等に加え、品質管理部、IPO推進室、業務サポート室等の担当業務に主体的な関与を行っております。個別の監査業務においては監査判断を誤ることのないよう審査体制を整備しており、専門性が高く判断に困難が伴う事項には専門的見解の問合せを行うことを義務付けています。また、当監査法人が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるために、完了した監査業務の検証を行っております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査契約の新規締結及び更新に当たって、監査上のリスクの把握、マクロ的な観点を含む関与先の財務分析、経営幹部、監査役、経理部長等の誠実性の評価を行った上で、経営会議で受嘱の決定を行っております。また、監査の実施については可能な限り監査現場へ往査を行うことにより、被監査会社のキーパーソンとの間で日常的に意見交換が行える環境を確保しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内の研修会に加え、日本公認会計士協会、会計教育研修機構等が主催する研修会への参加を全構成員に推奨するとともに、参加費用の全部又は一部を法人で負担し、能力開発の機会を積極的に提供しております。また、監査現場での適切な役割分担を考慮した監査チームの編成、監査チームの経験を積んだパートナー又は職員による指導（OJT）、人事評価制度に基づく評価者と被評価者の面談、「仕事の質」を重視する人事評価を通じて、当監査法人の構成員の職業的専門家としての能力の保持・発揮が促される体制を整備しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当監査法人では、監査の品質を高水準に維持し、更なる品質の向上を確保するとともに監査業務の効率化を図ることを目的として、電子監査調書システム（AQuA）を利用しています。また、AIによる分析ツールの導入を積極的に検討しています。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当監査法人では、経営会議を構成するパートナーの選任については、実務経験、協調性、積極性、多様性等を勘案して社員総会で選任しております。また、パートナーの加入については、専門能力、誠実性・公平性、責任感、法人内及びクライアントとのコミュニケーション能力、法人への貢献度（協調性や業務への取組姿勢等）などについて経営会議で協議し、社員総会で決定しております。

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
------------	---

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人は、当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能として、経営監督・評価委員を選任しております。
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	経営監督・評価委員は独立性を有する第三者を選任しております。経営監督・評価委員は、会社法第2条第16号（社外監査役）の規定を参考に、当監査法人に利害関係がなく、監査業界に知見のある有識者を社員総会において選任しております。期待する役割は指針3-3に記載の通りです。
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	経営監督・評価委員は、経営会議への参加を通じ、以下の役割を担っております。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上及びガバナンスの強化に関する助言 ・経営課題に関する助言 ・経営会議の構成員の選任及び退任プロセスに対する意見 ・人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への意見 ・内部及び外部からの通報に関する情報の検証及び活用状況の評価 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換方法に対する意見、意見交換結果の反映に関する助言
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	経営監督・評価委員は経営会議への参加を通じ、その役割を果たすために必要な情報を入手しています。また、経営会議での協議内容を事前に十分吟味できるように、経営会議開催の一定期間前に経営会議での協議資料を送付しております。

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
------------	---

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人の全パートナーは常勤であり、監査業務を行う全てのパートナーが現場に往査し、現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに、当監査法人の品質管理の方針や経営会議・社員総会での決定事項等を現場に浸透させる体制を整えております。また、法人内の研修会、定期的に行う監査チームのミーティング、グループウェアの利用により監査の品質及び効率の向上に向けた意見交換や議論を行っております。

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当監査法人では「監査の品質管理規程」、「監査マニュアル」及び「人事評価マニュアル」を制定し、人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しております。 詳しくは指針1-3及び指針2-2をご参照下さい。
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・当監査法人のパートナーは幅広い知見や経験に基づき、品質管理担当、研修担当、IT担当、IPO（新規上場）担当等当監査法人の規模に見合ったバランスのとれた配置を行っております。 ・当監査法人では、事業会社等への出向やコンサルティング等の非監査業務を中心に行っているパートナー及び職員がおります。また、多くの構成員が非監査業務に関与しており、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられております。 ・当監査法人の全パートナーは常勤であり、監査業務を行う全てのパートナーが監査現場に往査し、職員と監査業務の多くの時間を共有することにより適正な評価を行っております。また、その評価結果等を構成員間で共有することにより、アサインメント等に計画的に活用しております。 ・当監査法人が、職種・職階に応じて必要と認めたプログラムについては、必須研修に指定しそれぞれ履修を義務付けています。毎年3月、6月、9月には全体向けの研修を開催し、主に監査業務に直結するような会計・監査・税務基準等の改訂について周知徹底を行っております。 ・会計教育研修機構の法人会員に登録し、構成員が行う能力開発に必要な費用は、一部又は全部を法人が補助しております。 ・国際的な会計事務所等のネットワークであるAbacus Worldwideに加入し、セミナー等への参加の機会を確保しております。（Abacus Worldwideにつきましては、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の6、「国際対応基盤」を参照ください。）
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査計画におけるリスク評価、監査計画の説明及び監査（及び期中レビュー）結果の報告等のため、定期的にクライアントの経営幹部及び監査役等と率直な意見交換を行っております。また、期中レビュー、内部統制監査（内部統制評価）、期末監査等の往査の機会を通じて、クライアントの経理部長、内部監査室長等と監査上のリスクや会計上の論点等について十分にコミュニケーションを行っております。
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	当監査法人は監査ホットラインを設置し、当監査法人及び日本公認会計士協会のホームページにおいて通報先を公表しております。寄せられた情報は「監査ホットラインの提供情報に関する取扱規程」に定められた対処方針及び手続に基づき、適切に活用しております。通報者が不利益を被ることのないよう通報者の個人情報に関しましては、守秘義務を順守し、厳重に管理を行っております。

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
------------	---

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み・対応状況
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」及び「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」を毎年作成し、当監査法人及び日本公認会計士協会の「登録上場会社等監査人情報」で公表しております。また、包括代表が監査品質向上に向けた取組みをわかりやすく説明した動画を、当監査法人及び日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」で公表しております。
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅠ、「監査品質向上に向けた取組及び事務所概要」に記載しております。
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅠ、「監査品質向上に向けた取組及び事務所概要」に記載しております。
	・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅠ、「監査品質向上に向けた取組及び事務所概要」及びⅡ、「経営管理の状況等」1.「品質管理基盤」に記載しております。
	・ 監査法人における品質管理システムの状況	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」1.「品質管理基盤」に記載しております。
	・ 経営機関等の構成や役割	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」に記載しております。
	・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」に記載しております。
	・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」に記載しております。
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」4.「IT基盤」に記載しております。
	・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」3.「人的基盤」に記載しております。
	・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」5.「財務基盤」に記載しております。
	・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」6.「国際対応基盤」に記載しております。
	・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」に記載しております。

指針5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p>	
	<p>・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</p>	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」及び6.「国際対応基盤」に記載しております。</p>
	<p>・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</p>	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」及び6.「国際対応基盤」に記載しております。</p>
	<p>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</p>	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」及び6.「国際対応基盤」に記載しております。</p>
	<p>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</p>	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のⅡ、「経営管理の状況等」2.「組織・ガバナンス基盤」及び6.「国際対応基盤」に記載しております。</p>
指針5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>監査契約の締結、監査計画の説明及び監査（及び期中レビュー）結果の報告等に際して、当監査法人の品質管理の整備状況及び品質管理の向上に向けた取組みをクライアントの経営幹部及び監査役等に説明し、率直な意見交換を行っております。また、株主、その他の資本市場の参加者等へは、指針5-1に記載のとおり、当監査法人のホームページ等で会計監査の品質の向上に向けた取組みを公表するとともに、研修会等の機会を利用して意見交換に努めております。</p> <p>寄せられた意見については経営会議で共有し、経営監督・評価委員も含め、監査品質向上のための施策を協議しております。</p>
指針5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当監査法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスを定めております。また、包括代表は品質管理システムの評価を当監査法人の会計年度末を基準日として毎年実施するものとしております。</p>
指針5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>指針5-4をご参照下さい。</p>